

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 6 1 1

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。

長野市トップページ>MENU>健康・医療・福祉>
高齢者福祉・介護>介護保険>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

も く じ

- 令和6年度介護報酬改定に伴う協力医療機関に関する届出について
- 【重要】訪問介護事業所の同一建物減算に係る体制届の提出について
- 令和6年度末で経過措置期間終了の令和6年度介護報酬改定における改定事項に係る届出について
- 令和7年度移行支援加算に関する届出について
- 居宅介護支援事業所の皆様へ 居宅介護支援に係る業務の移行について
- 【予告】介護支援専門員（ケアマネジャー）法定研修費補助事業について（事前告知）
- 【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について
- 令和6年度介護のしごと魅力発信等事業ニュースレター なるほどカイゴ【別紙2】
- 介護保険最新情報「ケアプランデータ連携システムフリーパスキャンペーンオンライン説明会の開催について」【別紙3】
- 介護保険最新情報

令和6年度介護報酬改定に伴う協力医療機関に関する届出について

このことについて令和6年6月6日付けで以下の介護施設等に、年に1回以上、協力医療機関の名称や取り決めの内容等を届け出るよう通知しておりますので、令和7年3月末までに高齢者活躍支援課へご提出いただきますようお願いいたします。なお、通知はご提出いただいた介護施設等含め、再送付いたしますのでご確認ください。

《対象介護施設等》

- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・軽費老人ホーム

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

【重要】訪問介護事業所の同一建物減算に係る体制届の提出について

令和6年度介護報酬改定により、指定訪問介護における同一建物減算の区分が新設（提供総数のうち同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が90%以上である場合には12%減算）されたことに伴い、各事業所が各年度2回（前期・後期）減算の適用の有無を確認することとなりました。

令和6年度の後期判定期間は10月1日から2月末日までとされているため、当該期間内の利用者総数のうち同一敷地内建物等に居住する利用者の割合を、【別紙1】より確認してください。

確認の結果、12%減算に該当する場合は、令和7年度4月1日から9月30日まで減算が適用されますので、3月15日（土）までに、長野市高齢者活躍支援課に必要書類を提出してください。

なお、必要書類は下記リンクよりダウンロードしてください。

＜訪問介護＞

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p002497.html>

＜介護予防訪問介護相当サービス（総合事業）＞

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p002472.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

令和6年度末で経過措置期間終了の令和6年度介護報酬改定における改定事項に係る届出について

令和6年度介護報酬改定において、下表に掲げる改定事項については、令和6年度末（令和7年3月31日）に経過措置が終了します。改定事項等について改めてご確認いただき、経過措置期間中に対応いただくようお願いします。

また、対象サービスの事業所におかれましては、下表のとおり届出が必要となります。

なお、体制届の提出方法詳細については、後日対象事業所あてにメールにてお知らせします。

改定事項	対象サービス	体制届の提出期限
・業務継続計画未策定減算	訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援 （※居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。） 地域密着型サービスのうち、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。 総合事業訪問型サービス	<u>令和7年3月14日（金）</u>
	通所系サービス、短期入所系サービス、施設系サービス、特定施設入居者生活介護 総合事業通所型サービス 地域密着型サービスのうち、上記サービスを除く。 （感染症予防等のための指針整備及び非常災害計画の策定により経過措置を受けている場合に限る。）	通所系 <u>令和7年3月14日（金）</u> 短期入所系、施設系、特定施設地域密着型 <u>令和7年4月1日（火）</u> （※ただし、小多機、看多機は、 <u>令和7年3月14日（金）</u> ）
・身体拘束等の適正化のための措置 （委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施） ・身体拘束廃止未実施減算	短期入所系サービス 特定施設入居者生活介護 地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護（短期利用型のみ）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型のみ）、小多機、看多機に限る。（介護予防を含む。）	<u>令和7年4月1日（火）</u> （※ただし、小多機、看多機は、 <u>令和7年3月14日（金）</u> ）
・運営規程等の重要事項のインターネット上の掲載・公表	全サービス	

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

地域包括ケア推進課 相談・支援担当

TEL：026-224-7873（直通）

令和7年度移行支援加算に関する届出について

標記については、指定訪問リハビリテーション事業所及び指定通所リハビリテーション事業所宛てに、ご登録いただいているE-mailアドレスに2月20日付で通知を送信しています。

改めて通知等を確認いただき、取り扱いに遺漏なきようお願いいたします。

なお、通知を確認できない場合は、高齢者活躍支援課へご連絡ください。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

居宅介護支援事業所の皆様へ 居宅介護支援に係る業務の移行について

令和7年4月1日より居宅介護支援に係る業務を下記のとおり移行します。

【現行】

高齢者活躍支援課



【令和7年度～】

地域包括ケア推進課

【移行する居宅介護支援に係る主な業務】

- 1 指定(指定の更新を含む)、変更、廃止、休止、再開に関する業務
- 2 介護給付費算定に係る体制等に関する業務
- 3 集団指導に関する業務

なお、電子申請届出システムによる各種申請・届出の提出につきましては、手続き上変更はございませんので、現行通り申請・届出を行っていただきますようお願いいたします。

※新しい問い合わせ先等

地域包括ケア推進課 企画・管理担当

電話番号（直通）：026-224-7935

ファックス番号：026-224-8574

Eメールアドレス：houkatsucare@city.nagano.lg.jp

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

地域包括ケア推進課 企画・管理担当

TEL：026-224-7935（直通）

【予告】

介護支援専門員（ケアマネジャー）法定研修費補助事業について（事前告知）

本市では、令和7年度から市内で働く介護支援専門員の経済的な負担を軽減し、市内事業所による安定したサービス提供の確保を目的として、資格取得及び更新にかかる経費を全額負担している事業者を対象に、その経費の一部を助成する事業の開始を予定していますので、予めお知らせします。

補助対象者	市内の介護サービス事業所等（＊）に勤務する介護支援専門員を雇用する者のうち、補助の対象となる <u>研修受講料を全額負担する事業者</u>		
補 助 額	補助の対象となる研修の受講費用（テキスト代含む）の1/2の額 ただし、1研修あたり25,000円を限度とし、1事業者あたり5人分まで		
補助の条件	当補助金を利用した介護支援専門員は、研修修了後1年以上、介護支援専門員として市内事業所に勤務し、ケアプランの作成に従事すること		
補助の対象となる研修	介護支援専門員実務研修	介護支援専門員専門研修	介護支援専門員再研修
	介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員研修	主任介護支援専門員更新研修

（＊）市内の介護サービス事業所等

居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

なお、本事業は現在令和7年3月議会で審議中のため、詳細は決定されましたらフレッシュ情報で改めてお知らせします。

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 企画・管理担当

TEL：026-224-7935（直通）

【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。

概要及び申請方法は次のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を全て満たす人及び生活保護受給者 ①年間収入が単身世帯で 150 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下 ②預貯金等が単身世帯で 350 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下 ③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。 ④負担能力のある親族等に扶養されていない。 ⑤介護保険料を滞納していない。	「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」（左欄）を利用してもなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人 ①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人 ②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人 ※生活保護受給世帯を除く
対象サービス	社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護※、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス※、介護予防短期入所生活介護※、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス ※の付くサービスに係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）が支給されている場合に限り対象となります。 * この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。	全ての在宅サービス・施設サービス

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
軽減方法	介護サービスを利用する際に「軽減対象確認証」をサービス提供事業者に提示してください。 軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。	<u>利用料の領収書及び明細書を添えて「援護金請求書」を提出してください。</u> ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。
軽減額（率）	対象サービスにおける利用料（1割負担分）及び食費・居住費（滞在費）に係る利用者負担の1/4 ※高齢福祉年金受給者は1/2 ※日常生活費等実費負担分等を除く。 ※生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象	1か月の利用者負担（1割負担分）総額のうち、3,000円を超えた額 ※住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費（滞在費）、日常生活費等実費負担分を除く
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）窓口もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 ※申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。	
提出書類	①申請書 ②家計状況申出書 ③同意書（世帯及び生計を一にする者全員の氏名）（申請書の裏面にあります） ④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し（最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て） ⑤年金振込み通知書等（受給年金の種類・金額がわかるもの）又はその写し ⑥健康保険被保険者証又はその写し（国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③の様式を掲載しています。	

2 特別地域加算に係る訪問介護等利用者負担減額事業について

特別地域（戸隠・鬼無里・大岡の各地区）に所在する事業所（出張所）が行う事業で、特別地域加算（サービス費用の15%）が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。（結果として特別地域加算分がほぼ解消されることになります。）

概要及び申請方法は次のとおりです。

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。

提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②の様式を掲載しています。
------	--

3 利用者負担額の減免について

災害等により被害を受けるなど特別な事情がある場合に、利用者負担額の減免が受けられる場合があります。

概要及び申請方法は次のとおりです。

対象者の要件	①世帯員全員の前年の合計所得金額の合算額が 1,000 万円以下であること ②主たる生計維持者の当該年の合計所得金額の見込額が、前年の合計所得金額と比べ、10 分の 3 以上の減少であること ※保険金や損害賠償金等により補填される金額を含めたうえで判定を行います。 ③生活保護の被保護者でないこと
特別な事情	①被保険者または主たる生計維持者が、災害により住宅などが著しい被害を受けた場合 ②主たる生計維持者が、死亡や心身障害や長期間の入院により収入が著しく減少した場合 ③主たる生計維持者の収入が、失業等により著しく減少した場合 ④主たる生計維持者の収入が、干ばつ等による農作物の不作などで著しく減少した場合
減免率	1 ～ 3 割の利用者負担額が最高で 0 % まで減免 ※前年の合計所得金額や、住宅等の損害又は合計所得の減少の割合による
申請方法	市役所介護保険課（第二庁舎 1 階）へご相談ください。
提出書類	①申請書 ②収入状況申出書 ③収入・課税状況の調査に関する同意書 ④災害など特別な事情を証する書類 ⑤保険金、損害賠償金等の金額がわかるもの ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③の様式を掲載しています。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
 TEL：026-224-7871（直通）



介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 vol. 1358】

ケアプランデータ連携システムフリーパスキャンペーンオンライン説明会の開催について（情報提供）

【介護保険最新情報 vol. 1359】

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について

【介護保険最新情報 vol. 1360】

科学的介護情報システム（LIFE）第2回説明会の実施について

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要な情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ先》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通）/ FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたらしく生きる。長野市